

大学ポートレートステークホルダー・ボード  
委員名簿

(任期：令和4年4月30日迄)

- |    |    |        |     |  |
|----|----|--------|-----|--|
| いし | ぎき | のり     | お   | 全国高等学校長協会常務理事・大学入試対策委員長<br>東京都立桜修館中等教育学校統括校長       |
| 石  | 崎  | 規      | 生   |  |
| かわ | め  | とし     | や   | 兵庫県公立大学法人理事、芸術文化観光専門職大学副学<br>長、地域リサーチ&イノベーションセンター長 |
| 川  | 目  | 俊      | 哉   |  |
| ○  | こ  | ぼやし    | ひろし | リクルート進学総研所長、カレッジマネジメント編集長                          |
|    | 小  | 林      | 浩   |  |
| ◎  | こ  | ぼやし    | まさ  | 桜美林大学国際学術研究科教授                                     |
|    | 小  | 林      | 雅之  |  |
| すぎ | たに | ゆみ     | こ   | 青山学院大学教育人間科学部教授                                    |
| 杉  | 谷  | 祐美子    |     |  |
| ち  | ぼ  | よし     | ひろ  | 前公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長                             |
| 千  | 葉  | 吉      | 裕   |  |
| なか | の  | まい     | こ   | 一般社団法人全国高等学校PTA連合会理事                               |
| 中  | 野  | 真衣子    |     |  |
| はし | づめ | そういちろう |     | 旭化成株式会社常務執行役員                                      |
| 橋  | 爪  | 宗一郎    |     |  |

(50音順、敬称略 ◎：主査、○：主査代理)

令和3年度 大学ポートレートステークホルダー・ボード  
ヒアリング有識者

- |   |   |   |   |                                       |
|---|---|---|---|---------------------------------------|
| 知 | 念 | 秀 | 明 | 沖縄県立与勝高等学校 主幹教諭<br>全国高等学校進路指導協議会 幹事   |
| 福 | 島 | 真 | 司 | 大正大学 地域創生学部教授<br>エンロールメント・マネジメント研究所所長 |

## 大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項

### (総則)

第1条 大学ポートレートステークホルダー・ボード（以下「ステークホルダー・ボード」という。）の設置に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項第6条第2項の規定に基づき、この要項に定めるものとする。

### (目的)

第2条 ステークホルダー・ボードは、大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」という。）において大学ポートレートの運営の改善に向けた議論をするに当たり、運営会議に対しステークホルダーの立場から意見又は評価を述べる。

### (組織)

第3条 ステークホルダー・ボードの委員は8名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 高等学校等の学校関係者
- 二 産業界関係者
- 三 大学における教育情報の公表・活用等に関し識見を有する者

2 委員は、運営会議の意見を聴いて、運営会議の議長（以下、「議長」という。）が指名する。

3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

### (主査等)

第4条 ステークホルダー・ボードに主査を置き、議長が指名する。

2 主査は、ステークホルダー・ボードで出された意見又は評価を運営会議に報告する。

3 ステークホルダー・ボードに主査代理を置き、委員のうちから主査が指名する。

4 主査代理は主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

### (議事)

第5条 ステークホルダー・ボードは、運営会議の求めに応じて主査が招集し意見又は評価を述べる。

2 主査は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 ステークホルダー・ボードは、原則として公開とする。

### (庶務)

第6条 ステークホルダー・ボードの庶務は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレートセンターにおいて処理する。

### (雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ステークホルダー・ボードの運営に関し必要な事項は、議長が運営会議の議を経て定める。